

## 独立行政法人日本学生支援機構中期計画

### (序 文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を定める。

### (基本方針)

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）においては、独立行政法人日本学生支援機構法第三条に定められた目的を達成するために、適切に大学等と役割分担を行いながら、大学等の学生等に対する支援業務をリード・サポートする中核機関としてのナショナルセンターに相応しい役割・機能を担いつつ、（i）奨学金貸与事業、（ii）留学生支援事業、（iii）学生生活支援事業、（iv）その他これらに附帯する業務を行う。

### I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 共通的事項

##### (1) 透明性及び公平性の確保

###### ① 外部有識者の参画を得た業務運営

外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得る。

###### ② 外部評価の実施

外部有識者により構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。

##### (2) 広報・広聴の充実

###### ① 各年度策定する広報計画の下で国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。

###### ② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図る。

##### (3) 学生支援に関する調査・分析・研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨学金貸与事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査・分析・研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。

#### (4) 情報セキュリティ対策の実施

大量の個人情報を取扱う組織であるという特殊性を踏まえ、最新の動向及び政府のセキュリティ対策における方針を踏まえ、適切なセキュリティ対策を推進する。

## 2 奨学金貸与事業

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。

### (1) 奨学金貸与の的確な実施

18歳人口が減少していく一方で、18歳人口の約8割が高等教育機関へ進学していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないようにするために、国における今後の貸与基準等の検討に資することを目的として、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行うことにより収入基準の見直しを図る。

また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。

### (2) 適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。「適格基準の細目」を明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。

また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。

### (3) 返還金の回収促進

#### ① 返還金回収状況の把握と分析

毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効

果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。

## ② 回収の取組

返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に96%とする。

要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善する。

総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に83%以上にする。

回収の取組として、以下の施策を推進する。

ア. リレー口座（口座振替）の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。

イ. 初期段階の延滞者に対しては、早期における督促の集中実施を行うほか、民間委託を活用し返還金回収を行う。

ウ. 中長期段階の延滞者に対しては、民間委託を活用した回収を行うほか、法的処理による督促及び回収を行う。

エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。

オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。

カ. 延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。

## ③ 機関保証制度の運用

機関保証制度選択者の返還意識の向上を促すため、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を行い、適切な制度の運用を図る。

機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。

また、機関保証制度が円滑に機能するよう、同制度の収支の健全性を確保するため、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、機関保証制度の妥当性を毎年度検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにするものとする。

## ④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用

返還が困難な者に対しては、基準に従い、減額返還制度や返還期限猶予制度の適切な運用を図る。

また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図る。

## ⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入

所得の捕捉が可能となることを前提に奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行う。

(4) 情報提供等の充実

奨学金の申込、貸与及び返還に関する情報提供にあたっては、ホームページ等を活用するなど、積極的かつわかりやすく行う。

(5) 学校との連携強化

奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。

特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。

また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。

なお、大学等に関する延滞率等の公表については、大学等が確実に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。

3 留学生支援事業

政府の「留学生30万人計画」及び「日本再興戦略」の実現に向け、2020年（平成32年）までに外国人留学生を30万人、日本人留学生を12万人とすることを目指し、学生の双方向交流を一層活発化していくため、以下の事業を推進し、留学に係る情報提供から、在学中の支援、就職・帰国後のフォローまで一貫した取組を行う。

なお、外国人留学生の受入れにあたっては、重点地域の設定等、国の受入れ戦略を踏まえ、以下の取組を行う。

(1) 日本への留学前の学生に対する支援

① 日本留学に関する情報提供等の充実

日本留学に係る情報については、日本留学希望者向けのポータルサイトの充実を図るとともに、海外における情報発信機能を強化するため、機構の海外事務所と、関係機関や大学等の海外事務所とも連携することにより、日本留学希望者のためのワンストップ（一元的窓口）サービスの展開に協力する。

留学に関する情報提供の方策として、日本留学希望者を対象とした日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

② 日本留学試験の適切な実施

得点の等化・標準化、海外実施における複数問題準備、試験監督の厳正化等により、試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。海外の

社会情勢の変化や、国内外の災害や大規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることとする。

事業の収支改善に向けた分析を行い、応募者数の増や受験料の改定による受験料収入等の増及び費用縮減に向けた取組を行う。

また、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進に資する方策を検討・実施する。

さらに、外国人留学生の受入れを推進する観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討する。

### ③ 日本語教育センターにおける教育の実施

日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施するとともに、モデルとなるべきカリキュラム・教材開発等を行う。

卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。

## (2) 外国人留学生に対する在学中の支援

### ① 外国人留学生に対する学資金の支給

大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生、私費外国人留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。

国費外国人留学生の選考における審査事務等については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。

私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。

私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、学資金を重点的に配分する。

### ② 外国人留学生に対する宿舍の支援等

札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成26年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等への丁寧な説明や外国人留学生のための住

環境の維持等に留意するとともに、近隣大学への積極的な働きかけを行うことにより入居率の低下や収支状況の悪化を招かないようにする。

東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、使用料（館費）の見直しや業務委託費の削減等の多様な方策を検討・実施することにより収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用するため、民間に比して低廉な使用料（館費）の宿舍の提供、複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用、優秀な国内外の学生が共に居住する拠点としての活用、利用した卒業生による大学等の枠を超えた同窓会組織の構築、居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての活用、及び拠点としての就職支援の充実、といった取組を行う。

外国人留学生に対する借り上げ宿舍を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施する。

### ③ 外国人留学生等の交流推進

外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。

## (3) 外国人留学生に対する卒業・修了後の支援

### ① 外国人留学生に対する就職支援

日本への留学が魅力的なものとなるよう、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援を関係機関等と連携して行う。

### ② 外国人留学生に対するフォローアップ

帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供する。また、帰国外国人留学生に様々な有益な情報を提供する。

## (4) 日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実

留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。

また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

## (5) 日本人留学生に対する学資金の支給

大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。

さらに、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支

給し、日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。

(6) 日本人留学生に対する留学前後の支援

官民が協力した新たな仕組みによる学資金の受給者等に対し、留学による効果を高めるため、留学前・留学後の研修等を実施する。

4 学生生活支援事業

機構は「第3次障害者基本計画」や「日本再興戦略」等も踏まえ、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施することにより業務の縮小を図る。

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実

大学等における学生生活の実態の調査、分析、情報提供を実施する。

また、各大学等における学生生活支援の取組について調査、分析、情報提供を実施し、その実態や課題を把握するとともに、先進的な取組についての大学等間での共有に資するよう、情報提供等の改善に努める。

(2) 障害のある学生等に対する支援の充実

大学等における障害のある学生に対する支援の充実に資するよう、現在の大学等全体の課題の調査、分析、情報提供を行う。

さらに、先進的な事例の収集・分析・提供、教職員の支援能力の向上を図る事業の実施に加えて、障害学生支援の体制整備を促進する事業や調査研究の充実に努める。

また、学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。

(3) キャリア・就職支援の実施

キャリア・就職支援のうち、取組が十分でない、又は大学等によって取組に格差があるものについては、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。

5 その他附帯業務

(1) 高校生等に対する学資金貸与事業への協力

平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。

## (2) 寄附金事業の実施

学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。

## II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 業務の効率化

#### (1) 一般管理費等の削減

- ① 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成25年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成25年度予算を基準として、その9%以上を削減する。

また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

- ② 総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。

#### (2) 外部委託等の推進

効果的・効率的業務運営に資するため、専門的かつ高度な判断を伴う業務を除く単純大量業務を中心に外部委託を進める。奨学金の返還金回収業務においては、計画的に回収業務の委託を実施する。

また、国際交流会館等において、管理運営業務の委託を適切に実施する。

#### (3) 契約の適正化

契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。

#### (4) 情報システムの活用

機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。

### 2 組織の効果的な機能発揮

課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、



各事業の枠を超え、機構全体としての的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。

### 3 内部統制・ガバナンスの強化

#### (1) 事業の確実な実施

理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

#### (2) 監査の実施

業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施する。

#### (3) コンプライアンスの推進

コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。

- ① コンプライアンス職員研修
- ② 個人情報保護の徹底
- ③ 情報公開の適正な実施

### Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

#### (1) 収入の確保等

寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。

また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。

#### (2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。

貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。

#### (3) 予算

別紙のとおり

#### (4) 収支計画

別紙のとおり

(5) 資金計画  
別紙のとおり

#### IV 短期借入金の限度額

奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、13,500億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、44億円とする。

#### V 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、引き続き、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。

国際交流会館の売却により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。

#### VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画

職員宿舎（百合丘第1（平成29年3月廃止予定））については、売却により処分を行い、その売却収入は貸倒引当金の財源とする。

#### VII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。

#### VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

##### 1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

##### 2 人事に関する計画

###### (1) 方針

① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。

- ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。

(2) 人事に係る指標

業務量に応じた適正な人員配置を行う。

(参考)

中期目標期間中の人件費総額見込み

17,799 (百万円)

ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

3 中期目標の期間を超える債務負担  
なし

4 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。

前期中期目標期間中の繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。

(別紙)

## Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

## 1. 予算

平成26年度～平成30年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
借入金等	8,069,095
運営費交付金	73,321
高等学校等奨学金事業交付金	14,591
育英資金返還免除等補助金	33,204
留学生交流支援事業費補助金	42,571
受託収入	11
寄附金収入	14,704
貸付回収金	3,620,311
貸付金利息等	278,915
政府補給金	144,462
事業収入	4,370
雑収入	16,092
計	12,311,647
支出	
奨学金貸与事業費	6,077,678
一般管理費	11,353
うち、人件費(管理系)	5,620
物件費	5,733
業務経費	80,805
貸与事業を除く事業費	48,748
うち、人件費(事業系)	16,069
物件費	32,679
貸与事業業務経費	32,057
特殊経費	1,626
高等学校等奨学金事業移管業務費	14,591
借入金等償還	5,660,546
借入金等利息償還	418,581
留学生交流支援事業費補助金経費	42,571
受託経費	11
寄附金事業費	14,704
計	12,322,465

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 【奨学金の貸与】

奨学金の貸与に係る金額は仮のものであり、今後、変更する場合がある。

### 【国庫補助金】

国庫補助金は、回収不能債権補填金及び第二種奨学金返還免除補填金、留学生交流支援事業費補助金とする。

回収不能債権補填金として国が負担する額は、「中期目標」及び「債権管理規程」に基づき適正に債権管理した結果、破綻債権として償却が認められたものに限定する。

### 【人件費の見積り】

期間中総額 17,799百万円を支出する。

ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

### 【運営費交付金の算定ルール】

#### 1. 業務部門人件費

毎事業年度の業務部門人件費(P)については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times \sigma$$

P(y): 当該事業年度における業務部門人件費。P(y-1)は直前の事業年度における業務部門人件費。

$\sigma$  : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数を決定。

#### 2. 業務部門物件費

(1) 毎事業年度の業務部門物件費(C)については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = R(y) + T(y)$$

$$R(y) = R(y-1) \times \beta \times \gamma$$

C(y) : 当該事業年度における業務部門物件費。

R(y) : 当該事業年度における業務部門物件費(貸与事業業務経費を除く)。R(y-1)は直前の事業年度における業務部門物件費(貸与事業業務経費を除く)。

$\beta$  : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\gamma$  : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

T(y) : 当該事業年度における貸与事業業務経費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

(2) 平成30年度の奨学金貸与業務に関する費用は、以下の数式の条件を満たすものとする。

期首要回収額の伸び率(平成30年度額／平成25年度基準額)＞奨学金貸与業務に関する費用の伸び率(平成30年度額／平成25年度基準額)

なお、平成25年度の基準額は次のとおりとする。

①期首要回収額 535,536,125千円

②奨学金貸与業務に関する費用 5,889,547千円

※ 奨学金貸与業務に関する費用とは貸与事業業務経費から、既存プログラム開発・改修経費を除外した経費をいう(特殊経費(システム改修費用)は含まない)。

### 3. 一般管理部門人件費

毎事業年度の一般管理部門人件費(Pk)については、以下の数式により決定する。

$$Pk(y) = Pk(y-1) \times \sigma$$

Pk(y): 当該事業年度における一般管理部門人件費。Pk(y-1)は直前の事業年度における一般管理部門人件費。

### 4. 一般管理部門物件費

毎事業年度の一般管理部門物件費(Ck)については、以下の数式により決定する。

$$Ck(y) = Rk(y) + Tk(y)$$

$$Rk(y) = Rk(y-1) \times \beta$$

Ck(y) : 当該事業年度における一般管理部門物件費。

Rk(y) : 当該事業年度における一般管理部門物件費(公租公課・土地借料を除く)。Rk(y-1)は直前の事業年度における一般管理部門物件費(公租公課・土地借料を除く)。

Tk(y) : 当該事業年度における公租公課・土地借料。

### 5. 自己収入

毎事業年度の自己収入(B)の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = B(y-1) \times \delta$$

B(y) : 当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度における自己収入。

$\delta$  : 収入政策係数。過去の実績等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

## 6. 運営費交付金

毎事業年度に交付される運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

なお、予算を適正かつ効率的に執行し、毎年の運営費交付金の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

$$A(y) = [C(y) - T(y)] \times \alpha + T(y) + [Ck(y) - Tk(y)] \times M + Tk(y) + P(y) + Pk(y) - B(y) + \varepsilon(y)$$

A(y) : 当該事業年度における運営費交付金。

$\alpha$  : 業務効率化係数。中期目標に記載されている削減率を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

M : 一般管理効率化係数。中期目標に記載されている削減率を踏まえ、各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\varepsilon(y)$  : 当該事業年度における特殊経費。退職の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費で、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

・人件費調整係数	$\sigma$	1.0000
・消費者物価指数	$\beta$	1.0000
・業務政策係数	$\gamma$	1.0000
・収入政策係数	$\delta$	平成26年度以降の年次見込に基づき試算
・業務効率化係数	$\alpha$	1.0000
・一般管理効率化係数	M	0.9643
・貸与事業業務経費	T	要返還債権の増等を反映して試算

## 2. 収支計画

### 平成26年度～平成30年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	810,270
業務経費	778,286
寄附金事業費	14,704
一般管理費	12,010
減価償却費	5,270
臨時損失	—
収益の部	
経常収益	810,270
運営費交付金収益	71,353
自己収入	298,443
受託収入	11
寄附金収益	14,704
補助金等収益	190,333
財源措置予定額収益	232,008
資産見返負債戻入	2,364
財務収益	1,054
臨時収益	—
純利益	0
目的積立金取崩額	—
総利益	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。



### 3. 資金計画

#### 平成26年度～平成30年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	△ 21,879,683
学資金貸与	△ 6,078,790
人件費支出	△ 22,625
短期借入金の返済による支出	△ 9,558,264
長期借入金の返済による支出	△ 5,660,546
支払利息	△ 386,686
高等学校等奨学金事業移管による支出	△ 14,591
寄附金事業による支出	△ 14,704
その他の業務支出	△ 142,242
国庫納付金の支払額	△ 1,235
投資活動による支出	△ 1,968
財務活動による支出	△ 2,907
次期中期目標期間への繰越金	144,027
資金収入	
業務活動による収入	21,872,508
政府交付金による収入	14,591
運営費交付金による収入	73,321
政府補給金による収入	144,462
国庫補助金による収入	75,776
貸付回収金による収入	3,621,425
短期借入による収入	9,558,264
長期借入による収入	8,067,638
貸付金利息	277,884
その他の業務収入	24,432
受託収入	11
寄附金収入	14,704
投資活動による収入	16,200
その他の投資収入	16,200
財務活動による収入	—
前期中期目標期間からの繰越金	139,877

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。